

施行前

施行後(平成18年4月1日から施行)

60歳未満定年の禁止

現行どおり

65歳までの雇用確保の努力義務

- 定年の引上げ、
- 継続雇用制度の導入、
- その他(定年の定め廃止等)

原則

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度の導入(労使協定※により基準を定めた場合は、希望者全員を対象としない制度も可)
- ③ 定年の定め廃止

いずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)の実施義務

定年の引上げ、継続雇用制度の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせて、2013年度までに段階的に実施

義務年齢

62歳

63歳

64歳

65歳

| | | | | | | | | | |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 施行 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 年度 |
| | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 | 平成22 | 平成23 | 平成24 | 平成25 | |

※特例(法律の附則に規定)

大企業:3年間

中小企業(常用雇用数300人以下):5年間

一定期間は、労使協議が不調に終わった場合に労使協定に代えて就業規則等に継続雇用制度の対象者の基準を定めることも可

労働組合等の意見を聴いて事業主が定める

具体的な期間は当面、平成21年3月31日(中小企業は平成23年3月31日)まで

履行確保措置

- 違反している事業主に対して、助言・指導を行い、なお違反している事業主に対しては、勧告を行う。